

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 令和5年度第1回美里町情報公開・個人情報保護審査会
- 2 開催日時 令和5年5月16日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 美里町役場東庁舎2階大会議室
- 4 会議に出席した者
 - （1）委員 千葉敬記会長、佐藤賢二委員、鈴木絢子委員
 - （2）事務局 総務課 佐野課長、高橋主事
- 5 議題及び会議の公開・非公開の別
 - （1）職務代理者の指名 公開
 - （2）改正個人情報保護法施行に伴う町の対応について 公開
 - （3）諮問事項の審議 公開
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の人数 なし
- 8 会議資料
 - ① 改正個人情報保護法施行に伴う町の対応について
 - ② 個人情報保護法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めることについて
- 9 会議の概要
 - （1）会長及び職務代理者の選出について
会長は千葉委員、職務代理者は佐藤委員とする。
 - （2）諮問事項の審議について
個人情報保護法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めることについては、異議なしとする答申を出すこととする。

【発言内容の記録】

佐野課長 定刻前でございますけれども、皆さんお揃いですので始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、委員に就任いただきました委員皆様に委嘱状を交付いたします。

お1人ずつお名前をお呼びしますので、その場に御起立願います。

(町長から委嘱状を1人ずつ交付)

佐野課長 それでは、美里町情報公開・個人情報保護審査会を開催させていただきます。

最初に町長から御挨拶申し上げます。

相澤町長 どうも皆様こんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠に感謝を申し上げます。

今日は夏を思い出させるようなお天気で暑いということですので、体調には十分御留意していただきたいと思っております。また、コロナ感染も大分収束に向かいつつございますけれども、まだまだ予断を許さないというような状況もございますので、皆様方にもぜひその辺は慎重に、そして感染対策を防止しながら生活していただければなと思っております。

私から美里町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱にある一言御挨拶申し上げます。

皆様には、日頃美里町の行政運営につきまして御理解、御協力をいただき改めて感謝を申し上げます。この場をお借りして御礼申し上げます。また、経験豊富な皆様に引き続き委員をお引き受けいただきましたこと、大変心強く思っているところでございます。

さて、御案内のとおり個人情報保護法の改正法が本年4月1日から施行され、議会を除く町の機関が直接法の適用を受けることとなりました。本審査会は、こうした法改正を踏まえ、従前の情報公開審査会と個人情報保護審査会の二つの審査会を統合したものであり、情報公開や個人情報の開示請求等に係る市民の権利の救済を図るとともに、町の個人情報の取扱いの適正化を図り、個人の権利利益を保護するという極めて重要な任務を担う機関でございます。

特に個人情報保護につきましては、今後、国の個人情報保護委員会の監視・監督を受けながら、適正な運用を確保していくことが求められるところでありますが、皆様からも必要に応じて専門的な知見に基づいた御意見をいただきながら、町の個人情報保護の推進に努めていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

また、本日は、個人情報保護に関する安全管理の措置の基準を定めるにあたり、皆様から御意見を頂戴することとしておりますので、諮問事項の御審議につきまして重ねてよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

佐野課長 それでは議事に入る前に事務局の職員を紹介させていただきたいと思います。私、総務課長の佐野と申します。よろしくお願いいたします。

続きまして、総務課文書法令係の高橋でございます。

高橋主事 高橋です。よろしくお願いいたします。

佐野課長 初回の会議でありますから、各委員の自己紹介をいただくところでございますが、従前の情報公開審査会、個人情報保護審査会と同じ委員構成で皆様御存じのことと思いますので、割愛させていただきます。

それでは次第の3番目、議事に入ります。

会長の選出を行う必要がございますが、選出までの間、町長が議長を務めさせていただきます会議を進行してまいります。

なお、審査請求に関わる審査会につきましては非公開となりますが、それ以外の案件につきましては情報公開条例で規定いたします附属機関の会議の公開の原則に立ち返り公開することとなります。本日の会議では審査請求の案件を扱いませんので、会議は公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

相澤町長 それでは、次第の3番目、会長の選出でございます。

会長の選出については美里町情報公開・個人情報保護審査会条例第5条に規定されており、第1項には互選によって会長を選出することが規定されております。

また、会長は会務を総理し、委員会を代表すること、会長に事故があるとき、または、会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理すると規定してございます。

お諮りをいたします。互選とございますけれども、どのような方法で選出したらよいかお諮りをさせていただきます。自薦、他薦問わず、どなたがよろしいですか。

佐藤委員 千葉敬記さんを会長に選任したいと思います。

相澤町長 ただいま佐藤さんから千葉敬記さんという御意見でございますけれども、ほかに御意見はございませんか。

皆さんから御意見がないようですので、それでは、千葉敬記委員に会長就任をお願いすることといたします。

会長が選出されたことから私の議長はここまででございます。この後の議事について、千葉会長、よろしくお願いをいたします。

佐野課長 それでは、議事に入る前に会長に選出されました千葉委員に町長から諮問書をお渡しいたします。

(町長が諮問書を読み上げ会長に渡す)

佐野課長　ここで町長につきましてはほかの公務がございますので、退席していただきます。

(町長退席)

千葉会長　改めまして、皆さん、こんにちは。引き続き会長を務めさせていただきますので、皆様の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。皆様の忌憚のない御意見をいただきながら、円滑な審議会の運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御協力のほどお願ひいたします。

それではただいま町長さんより諮問をいただきましたので、それに基づきまして議事に入ってまいりたいと思います。

まずは職務代理者の指名ということで、私のほうから指名させていただいてよろしいですか。それでは佐藤賢二さんに職務代理者をお願いしたいと思います。

それでは議事を進めてまいるに当たりまして、会議録署名委員ということでございますが、これについては佐藤賢二さんと鈴木絢子さんをお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

会議録書記につきましては事務局職員にお願ひいたします。

それでは議事の2番目に入ります。改正個人情報保護法施行に伴う対応についてというところでございます。事務局から御説明をお願ひいたします。

高橋主事　はい、それでは私から改正後の個人情報保護法の概要ということで、町の法施行に向けた対応について、説明させていただきたいと思います。恐縮ですが着座のまま説明させていただきます。

事前に配付している資料4点ですね、この資料1-①から資料1-④まで、資料の1-①がワンペーパーのもの、資料の1-②から1-④までが3つの条例の条文をつけたものでございます。御手元に御準備いただきながら、説明をお聞きいただければと思います。

まず、資料1-①と記載したものを御覧ください。概要でございますが、個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、町が法の適用を直接受けることとなったことから、法の施行に向け、関係する条例を整備してきたというものでございます。個人情報保護法の施行に向けた町の方針につきましては、昨年11月に1度情報提供しておりましたけれども、その後、町が行ってきた条例の整備について御説明申し上げるものでございます。内容についてでございますが、基本的に昨年1度説明した町の方針に基づいて条例を整備しておりますので、資料の内容も、昨年の説明内容と重複する部分が多いですので、主な点に絞って御説明いたします。

まず1の美里町個人情報保護法施行条例の制定についてでございますが、(1) 法第89条第2項に規定する開示手数料の額、これは個人情報の開示請求をする場合における請求そのものに係る手数料の額でございますが、こちらについては無料としておりまして、写しの交付についてはその要する費用を開示請求者が負担することとしました。

続いて、一つ飛ばして(3)についてですが、専門的な知見に基づく意見を聞く必要があるときは、審査会に諮問することとしております。この点につきまして、資料1-②を御手元に御準備ください。御覧いただきたいと思っております。資料1-②が、美里町個人情報保護法施行条例でございます。こちらの条文でございますが、裏の2ページを御覧ください。ページの下の方の第6条、こちらが審査会への諮問に関する規定でございます。実施機関は次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、美里町情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する美里町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとしたものでございます。

個人情報保護法の改正法が施行された以後においては、町は基本的に国の個人情報保護委員会という機関の監視・監督下に置かれることとなりますので、個人情報の適正な取扱いを確保するにあたって、何か助言とかが必要な場合においては、基本的にその委員会のほうに助言を求めていくこととなります。ですので、法施行前と比べて町の審査会に運用上の意見を求める機会というものについては、大きく減少することとなるわけでございますけれども、この第1号から第4号までの場合に限っては、特に必要があるときは町の審査会に意見を聞くこととするものでございます。

第1号は、この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合、第2号が法第66条第1項の規定に基づく講ずる措置の基準を定めようとする場合、この法第66条第1項というものが、いわゆる安全管理措置についてございまして、先ほどの町長の諮問についてもこの第2号に該当するものでございます。第3号が、前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合。第4号ですね、次の3ページにかかる条文になりますけれども、災害対策基本法第49条の11第2項本文の規定による名簿情報の提供に当たり、本人の同意を要しないこととする場合。この第4号については、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿についてでありまして、災害が発生した際の避難において支援を要する方々の情報について、法の規定においては、災害が発生した後については本人の同意を要することなく関係機関にその情報を提供することができることとされておりますけれども、発生した後ではなく発生に備える段階においても、本人の同意を得るこ

となく関係機関に名簿情報を提供することについて、審査会に意見を求めるというものでございます。

関連して次の第7条なんですけれども、審査会に諮問した上で了解を得られたときは、災害に備える段階であっても本人の同意を得ることなく名簿情報を提供することができることとしております。

法施行条例につきましては、以上が主だったところとなります。

続いて資料1-③を御覧ください。こちらが美里町情報公開・個人情報保護審査会条例の条文でございます。1ページ目、上のほうの第2条が審査会の任務でございます。次に掲げる事項について調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、美里町情報公開・個人情報保護審査会を置くこととしております。

第1号から第5号までありますが、第1号については、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問事項、これは個人情報の開示請求、訂正請求、利用請求等の決定に対して審査請求が出された場合に、その裁決に当たって行う諮問でございます。続いて第2号が、美里町個人情報保護法施行条例第6条の規定による諮問事項、こちらは先ほど御覧いただいたものでございます。第3号は、美里町議会の個人情報保護に関する条例に規定する次に掲げる事項としたもので、アは議会が行う個人情報の開示請求等に係る決定に対して審査請求が出された場合における諮問、先ほどの第1号に類するものでございます。イについては、議会が個人情報の運用について専門的な知見に基づく意見を聞くことが必要である場合における諮問でございます。次の第4号、第5号につきましては、情報公開条例に基づく諮問事項、第2項については、情報公開条例に基づき意見を述べることについてでありまして、これは従前の情報公開審査会と同様のものでございます。

以上が本審査会で調査審議いただく事項となりますので、よろしくお願いたします。

再び資料1-①にお戻りください。中段の2(2)のところでございますけれども、アンダーラインを引いているところでございます。本審査会の最初の任期につきましては、旧情報公開審査会、旧個人情報保護審査会の委員が、引き続き委員に任命されたものとみなす規定を設けておりまして、任期の終期を令和6年5月31日までとしたものでございます。

最後に、3、美里町議会個人情報保護に関する条例の制定でございます。個人情報保護法の適用対象から議会が外れておりますことから、議会は個人情報保護に係る規律を独自で整備することが必要になったところでございますが、この条例は、全国町村議会議長会という団体から示された条例案に基づき制定したものでございまして、その規定内容は基本的に個人情報保護法の規定とお

おむね同様のものとなっております。なので、議会は独自にということですが、基本的には町の機関と同じ規律を設けたというところでございます。

以上、簡単ではありますが、町が整備した条例の主な内容となります。よろしくお願ひいたします。

千葉会長 ただいま、事務局から説明がありましたけれども、だいぶ内容が濃いので、理解するのが大変ですけれども、何か御質問がありましたらお願いします。

鈴木委員 罰則規定がありまして、これは新しいところかなと思うんですけれども。

高橋主事 罰則に関しても、結果的には従前の審査会と同じ水準のものを置かせてもらったというところなんです。この罰則に関しては、特に審査会の部分について資料1-③の美里町情報公開・個人情報保護審査会条例の条文を御覧いただきたいと思いますが、4ページの第16条が罰則に関する規定となります。

前提として、第14条、二つ上の条文の秘密の保持に関する部分に関連してのものとなりますけれども、委員は職務上知ることが出来た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とする、ということで、この規定に違反して秘密を漏らした委員の方に関しては罰則ということで、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するというふうにさせてもらったものでございます。これに関しては、従前の審査会においても、同じような規定が設けられていたところございまして、罰則の水準に関しては基本的に変わってないというところが一つございます。

もう一つですね、補足させていただきますが、附則になります。5ページの経過措置を御覧ください。附則第3条の第5項、中段の下のあたりにありますけれども、秘密保持義務に関しての経過措置になりますが、ちょっと条文をかいつまんで説明させていただくと、旧審査会の委員であった方に関しては審査会条例が改正された後においてもなお秘密を漏らしてはいけないということと、そこのさらに3つ下の第8項、第3条第8項ですね、第5項の規定により、なお従前によることとされた義務、秘密保持義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万以下の罰金に処する。これについても従前の審査会条例の規定そのままというところで、罰則を設けさせていただきましたが、罰則の水準に関して、前と同じというところで御理解いただければと思います。

以上となります。

千葉会長 前と変わらないと。

そのほか御質問ありませんか。なければ、3番目の諮問事項の審議についてでございます。事前に委員各位に諮問書の写し、資料が送付されているところですが、まずは、諮問の内容と資料について事務局から説明をお願いします。

高橋主事

はい、3番目が諮問事項の審議というところで、本日、町長からお渡しした諮問事項の案のところを事前にお配りさせてもらっておりましたので、そちらの案のほうを御確認いただきたいと思います。

内容に関してはその案と最終的にお渡ししたものと変わっておりませんので、同じ内容となります。諮問書の下段、3の意見を求める事項が、諮問内容となります。

(1)として、安全管理措置の基準は、個人情報保護委員会が作成した事務対応ガイド(行政機関等向け)4-8(別添)行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針に基づき定めること。

(2)、管理体制については、副町長と総務課長を中心とした従前の個人情報保護管理体制を継続するため、指針に定める保護責任者の機能、こちら大変失礼しました、総括保護管理者の誤りでした。大変失礼しました。指針に定める総括保護管理者。修正させていただきます。申し訳ございませんでした。指針に定める総括保護管理者の機能をその性質によって、総括保護責任者と総括保護管理者に分け、前者を副町長、後者を総務課長が担うこととすること。

(3)、安全管理措置の基準は美里町個人情報管理規程として、特定個人情報に係る管理規程と一体のものとして定めること。

以上について、資料をもとに説明いたします。

次のページ上部に、個人情報保護法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めることについて、この資料を御確認いただきたいと思ます。

1、諮問の根拠についてでございますが、根拠となる条文は、先ほど見ていただいた条例第6条の第2号でございます。この第2号にあります、法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合、これについてはですね、次の2で法の規定を引用しております。2のところを御覧ください。第66条、行政機関の長等は保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととされております。

この第66条の後段のほうに安全管理のために必要かつ適切な措置という文言がございますけれども、これについては、国の個人情報保護委員会から行政機関等向けとして、公表されております事務対応ガイドというものにおきまして、この安全管理のために必要かつ適切な措置には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物的安全管理措置、技術的安全管理措置及び快適環境の把握があり、それぞれ以下のようなものが挙げられると。

また、保有個人情報の取扱いの委託に当たって、委託に関する契約条項の中にですね、再委託の際の情報等、適切な安全管理のための情報を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも必要な措置に含まれるというふうにされております。

いろいろ言葉が出てきましたけれども、例えば組織的安全管理措置に関してはですね、ここの5項目列記しているようなところが主な内容になりました。組織体制の整備でありましたりとか、個人情報の取扱いに係る規律に従った運用とかですね、そういったことになります。人的安全管理措置に関しても、従事者の教育とかですね、こういった記載されている事項がその内容となるものでございます。

次の2枚目を御覧ください。3のすぐ上の部分ですね、具体的に講じなければならない安全管理措置については、個人情報保護委員会が作成した事務対応ガイドにおいて、4－8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針に基づき実施することが求められるものとされているところでございます。

事前に配付しておりました資料の中で、この個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドというものをお配りしていたかと思しますので、こちら御手元に御確認ください。この国の事務対応ガイド、大体600ページぐらいの分量が大きなものなんですけれども、そのうち今回の諮問事項に関するものを抜粋したものを配付させていただきました。

下にページ番号を振られておりますが、139ページを御覧ください。ここがですね、先ほど来触れております、国の個人情報保護委員会から、各地方公共団体が安全管理に関する措置の基準として定めるものの指針を示されたものでございます。ここから151ページまでのところがですね、安全管理措置に盛り込むべき最小限のものとして、国のほうから示されているものでございます。

ちょっと一旦こちらを置いていただきまして再び先ほどの資料のほうにお戻りいただきたいと思っております。それを踏まえて3のですね、美里町における安全管理措置についてでございます。美里町における法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置については、次の方針に基づき定めるものとします。

まず、1、新たに定める法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準は、委員会の指針に基づき定めることを基本とすること。基本的には、先ほど御覧いただいた委員会が定める指針に基づいてつくるというものでございます。

次に2ですね、ただし管理体制については、副町長と総務課長を中心とした従前の個人情報保護管理体制を継続するため、指針に定める総括保護管理

者の機能を、その性質によって総括保護責任者と総括保護管理者に分け、前者を副町長、後者を総務課長が担うこととすること。ここが国の指針と若干異なる部分でございますけれども、委員会の指針においてですね、総括保護管理者の任務が主に長を補佐すること、町長を補佐することでありまして、本町においてその役割を考えた際に、副町長が担うべき役割かなと考えられるところがございます。一方、委員会の指針においては、総括保護管理者以外の管理職については、総務課長も含めて、単に保護管理者として横並びとなっております。例えば漏えいが発生した場合においても保護管理者である課長が総務課を経由せず直接副町長に報告するという体制となってしまうこととなりますので、うちの町の状態を考えた時にですね、そこは間に町の個人情報保護担当課長である総務課長を経由する体制のほうがいいだろうという判断で、指針と若干異なる体制を構築しようとするものでございます。すなわち指針における総括保護管理者の役割を、副町長と総務課長の2人で、役割を分けて行うこととしたいというものでございます。

次の(3)、個人情報の保護に関する法律の改正法施行前においては、美里町個人情報管理規程は、個人情報保護条例に基づく安全管理措置と、番号法に基づく特定個人情報の管理規程を、一体のものとして制定していたことから、今回も従前の個人情報管理規程と同様、特定個人情報に係る管理規程と一体のものとして整備したいということでございます。国の番号法によるマイナンバー等の保護についても、個人情報保護制度と大きく関連することから、法施行前の管理規程と同様、特定個人情報に係る管理規程と一体のものとして整備したいというものでございます。具体的には、安全管理措置の基準を、美里町個人情報管理規程として整理して、あくまで国の委員会の指針をベースとして、特定個人情報の保護に関する規定を上乗せするものでございます。

以上の3点を方針として、安全管理措置の基準を整備したいと考えております。

最後に資料の4の部分でございますけれども、今回の諮問で意見をいただきたい事項については今お示しした整備の方針についてということで御理解いただきたいと思っております。町長が定める安全管理措置の基準については、美里町個人情報管理規程として、本日の資料にも参考として案文を配付しておりますけれども、その案文の条文を一文一文細部にわたって御意見をいただきたいということではなく、あくまでもその制定に当たっての方針としてお示しした部分に関して御意見をいただきたいというものでございますので、よろしく願いいたします。

以上、諮問事項の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

千葉会長　それでは今の3の説明について、御質問等ありましたらお願いします。

佐藤委員　今まで副町長の位置付けってなかったですよ。初めてだよ。こういう中で副町長という文言を使って管理規程の中で整理されるっていうのは。

高橋主事　実情としては、副町長と総務課長の役割を今までも分けて行ったところでございまして……。

佐藤委員　国では、官房長ということだから、これが実態的には副町長ということになるんだよね。あんまり副町長がこういう形で、通常だと最初から総務課長がトップに行くような整理の仕方もある気がしたんだけど、ここで副町長と出てきているからさ。

高橋主事　事務対応ガイドの139ページのところを御覧いただきたいと思いますが、139ページの管理体制、4-8-2管理体制の総括保護管理者というのが、(1)のところでございます。(1)の上から4行目ですね、行政機関の長等を補佐し、総括保護管理者は行政機関の長等を補佐し、これがうちの町でいうところの町長に当たりますが、町長を補佐し、各行政機関等における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たるという役割を考えると、まずイメージされるのが副町長ということになりまして、その下の次の(2)に当たる保護管理者というところで、その間がなく、各課室等の管理者と総括保護管理者が縦の並びになって、それ以外は横並びというのが国の事務対応ガイドになっておりますので、そうなるときに、やはり個人情報保護担当課長の役割が、何かしらあったほうがよろしいのではないかという発想で、今回のような方針を作らせていただいたところでございます。

すみません、先ほどの佐藤委員の御質問ですけれども、従前の法施行前の個人情報管理規程においてですね、個人情報保護総括管理者という役割を置いておりまして、ここに、副町長の職にあるものをもって充てるということで、副町長の役割を明記した規定が以前にもあったところでございます。また、以前も個人情報保護管理者という役割があって、そこに総務課長の職にあるものをもって充てるということで、前の個人情報管理規程上は、やはり副町長と総務課長の役割はそれぞれ規定されていたところもありましたので、従前の管理体制を継続したいというところもあって、今回のような御提案になったところでございます。

千葉会長　そのほかに御意見等ありましたらお願いします。鈴木さん、御意見等ありますか。

鈴木委員　さっきのお話で、従前からされているけれども、明文化されたのかと思うので。こちらの安全管理措置でよろしいかと思えます。

千葉会長　これに異議がないということであれば、これから、答申ということになるんですけれども、この管理規程そのままでよろしいということですか。

高橋主事　　あくまでもお示しした案がどうということではなくてですね、これは参考につけさせてもらったものではあるんですが、基本的にこれからなおさらこの案を整理するに当たっての方向性がどういったものでよいかというところですね、委員会の皆様の御意見をいただきたいと思っていたものです。

佐藤委員　　この管理規程が特に問題ないという諮問……。

高橋主事　　そうですね。もしこのとおりでということであれば、諮問のあった事項に関しては妥当だと、認めると言ったですね、そういった答申になろうかと思えますので。

千葉会長　　そういう案文があれば、出してもらったほうがいい。こういう提案に対して、諮問された内容については、意義ありませんとか。

佐藤委員　　概要にも一番下に一条一条審議してもらうことはないって書き方がされていたじゃないですか。そこまではいいっていう内容ですよ。特に意義がありませんので、このとおり答申しますということでもいいんでしょう。

高橋主事　　そのような形でお願いできればと思います。

佐野課長　　休憩をいただいて準備する形でよろしいですか。

千葉会長　　はい。よろしく申し上げます。

（事務局が答申の案文を作成し、委員に配布した）

千葉会長　　この答申案でよろしいですか。

それでは皆さんよろしいということで、これを本日の会議の答申ということにさせていただきます。

これをもちまして本日の会議を終了したいと思います。大変御苦労さまでございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年 月 日

委員 _____

委員 _____